

技術者倫理について

【技術者個人に対する倫理意識の高揚の必要性】

- 技術者個人の倫理意識の問題が指摘された不正事案の発生等により、建設工事の品質確保に対する信頼性が揺らいでいる。
 - 建設業法においては、建設業者への罰則等は規定されているが、技術者個人に対する処分等は、技術検定に合格した者が不正の方法によって受けたことが明らかになった場合の「合格の取り消し」のみ（令第27条の9）であり、**重大な過失・違反行為、信用失墜行為等に対し、技術者個人に対する処分規定はない。**
- ⇒ 建設業者の問題を技術者個人に押しつけることにならないよう注意が必要ではあるが、**技術者個人に対する倫理意識の高揚及び処分等についても検討する必要があるのではないか。**

【他資格における技術者個人の倫理意識の高揚についての対応例】

- 資格試験での出題、誓約事項の提出等

【他資格における技術者個人の処分等についての対応例】

- 処分等の例 1：文書注意・戒告
- 処分等の例 2：業務停止命令や名称使用禁止命令
- 処分等の例 3：合格取消・免許取消、登録取消
- 罰則（懲役・罰金）

※ 処分等の事由としては、重大な過失、停止命令等違反、違反行為、違反行為の指示、資格の不正使用、信用失墜行為 等

○ 建設業者に対する処分規定【法第28条～第29条の2】

- ① 指示 : 公衆災害、不誠実な行為、他の法令違反、一括下請負、技術者の施工管理が著しく不適當、無許可業者との下請契約、営業停止の者との下請契約 等
- ② 営業の停止 : 上記に該当する場合のほか、指示に従わない場合
- ③ 許可の取消し : 許可基準を満たさなくなった場合、欠格要件等への該当、不正手段による許可、営業停止違反 等

○ 役員等に対する処分規定【法第29条の4】

- ・ 営業の禁止 : 建設業者が営業の停止の場合及び許可の取消しの場合

○ 建設業者及び役員等に対する罰則規定【法第47条、第50条、第52条、第55条】

- ・ 第47条 : 無許可営業、規定に違反した下請契約、営業停止違反、営業禁止違反、虚偽・不正事実に基づく許可 等
- ・ 第50条 : 書類の虚偽記載 書類の提出義務違反 等
- ・ 第52条 : 技術者の設置義務違反 等
- ・ 第55条 : 廃業等の届出義務違反、標識の掲示義務違反 等

○ 技術者に対する処分規定【令第27条の9】

- ・ 合格の取消し : 不正の方法によって技術検定を受けたことが明らかになった場合

【資格試験に倫理の問題を出題】

- 法律等において資格者の義務を規定し、それに関する出題を行う。（例：技術士等）

【誓約事項を提出させる】

- 倫理規定を設け、それを遵守することを誓約した上で受験させる。（例：非破壊試験技術者）

非破壊試験技術者資格試験の例〔受験者の遵守事項〕※内容を同意の上で受験申請

- (1) 私は、「非破壊試験に関わる者の倫理規程」を了解し、これらをすべて遵守します。
- (2) 私は、「非破壊試験に関わる者の倫理規程」に違反した場合、日本非破壊検査協会認証事業本部が処置を講ずることに同意し、かつ、その処理に従います。
- (3) 私は、私の個人情報をも日本非破壊検査協会認証事業本部が非破壊試験技術者の資格試験及び認証に係る運営・管理業務等に使用すること、資格情報照会に応じること、及び日本非破壊検査協会認証事業本部が必要と認めた利用目的について利用することを承諾します。

【資格試験での出題、誓約事項の提出等】

- メリット : ・ 技術検定の受検段階での対応として、**一定の効果は期待**できる。
- デメリット : ・ 技術検定の受検段階の対応だけでは制度として形骸化し、技術検定合格後の倫理意識の徹底は困難。
・ 技術検定以外の要件（他の資格や実務経験）で主任技術者等になる者は、対象外。

処分等の例1：文書注意・戒告

【処分等の例1：文書注意・戒告】

- 不正行為等を行った資格保有者に対し、文書注意や戒告の処分を行う。（例：建築士等）
- 一級建築士の場合、一級建築士の懲戒処分の基準に基づき、処分のランクを決定し、処分等のランク2に該当する場合は戒告し、戒告等の処分を行うに至らない不正行為等（処分等のランク1）について、文書注意を行う。

※処分等のランク3～15は業務停止、16以上は免許取消

建築士法に定められる懲戒規定（法第10条第1項）

○建築士法 （懲戒）

第十条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士に対し、戒告し、若しくは一年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、又はその免許を取り消すことができる。

- 一 この法律若しくは建築物の建築に関する他の法律又はこれらに基づく命令若しくは条例の規定に違反したとき。
- 二 業務に関して不誠実な行為をしたとき。

【処分等の例1：文書注意・戒告】

- メリット： ・ 罰金や登録取消の処分に至らない軽微な法令等の違反者に対して、軽度の処分としては適当。
- デメリット： ・ 戒告・文書注意だけでは、制度として形骸化する恐れがある。

【処分等の例2：業務停止命令や名称使用禁止命令】

- 法令違反等を犯した資格保有者に対し、業務停止命令や名称使用禁止命令の処分を行う。
(例：建築士、技術士等)
- 一級建築士では、違反設計、名義貸し、違反行為の指示、信用失墜行為等が業務停止の対象となる。
- 技術士では、技術士法に定める義務に違反した場合、行政処分として技術士の登録の取消し又は2年以内の技術士の名称の使用停止の処分を受ける。

一級建築士の業務停止に係る懲戒事由の例

技術士法に定められる義務

懲戒事由	業務停止期間
違反設計	
建築物の倒壊・破損等に繋がるおそれのある場合（耐震強度不足）	業務停止6～12月
その他の場合	業務停止3月
名義貸し	業務停止3月
違反行為の指示等	業務停止3月
信用失墜行為	業務停止1月

○技術士法

第四章 技術士等の義務

- 第四十四条 信用失墜行為の禁止
- 第四十五条 技術士等の秘密保持義務
- 第四十五条の二 技術士等の公益確保の責務
- 第四十六条 技術士の名称表示の場合の義務
- 第四十七条 技術士補の業務の制限等
- 第四十七条の二 技術士の資質向上の責務

(出所：厳罰化に関する基礎データ(国土交通省))

【処分等の例2：業務停止命令や名称使用禁止命令】

- メリット : ・登録(合格)取消には至らない程度の処分としては、効果が期待できる。
- デメリット : ・重度の処分としては不十分。
・業務停止等の処分に対し、その遵守状況等の把握が困難である。

他資格における技術者個人に対する処分等の例

資格	処分の段階	処分の内容
技術士	2段階	<ul style="list-style-type: none"> ①登録取り消し ②2年以内の名称使用停止 <ul style="list-style-type: none"> ・技術士法に定める義務に違反した場合
建築士	4段階	<ul style="list-style-type: none"> ①免許（登録）取り消し <ul style="list-style-type: none"> ・業務停止命令違反 等 ②業務停止（1～12ヶ月） <ul style="list-style-type: none"> ・違反設計、名義貸し、違反行為の指示、信用失墜行為 等 ③戒告 <ul style="list-style-type: none"> ・定期講習受講義務違反 等 ④文書注意 <ul style="list-style-type: none"> ・上記に当たらない不正行為 等
宅地建物取引士	3段階	<ul style="list-style-type: none"> ①登録消除 <ul style="list-style-type: none"> ・欠格要件に該当、不正手段による宅地建物取引士の登録や宅地建物取引士証の交付 ②事務禁止 <ul style="list-style-type: none"> ・名義貸し、不正行為・不当行為又は指示に従わない場合 ③指示 <ul style="list-style-type: none"> ・名義貸し、不正行為・不当行為
弁護士	4段階	<ul style="list-style-type: none"> ①除名 ②退会命令 ③二年以内の業務の停止 ④戒告 <p>※弁護士の懲戒は、基本的にその弁護士等の所属弁護士会が、懲戒委員会の議決に基づいて行われる。</p>

【処分等の例3-1：合格取消・免許取消】

- 法令違反等に対し、資格の合格取消（失効）を行う。（例：消防設備士、電気工事士、電気通信主任技術者。いずれも、**業務独占資格**）
- 消防設備士では、違反行為に応じた違反点数が定められており、違反点数の合計が基準（消防設備士の場合20点）に達した際に免状返納命令等の措置がされる。

消防設備士の違反行為の種別基準点数の例

No	違反行為		点数	
1	17条の3の3	資格外の点検実施又は無資格者を利用しての点検の実施	6	
2	17条の5	保有する消防設備士免状対応業務以外の業務実施(資格外の工事若しくは整備の実施又は無資格者を利用しての工事若しくは整備の実施(当該無資格者の作業に対する指導、監督が有効に行われている場合を除く。))	8	
3	17条の10	消防設備士講習受義務違反	5	
4	17条の12	誠実業務実施義務違反	技術基準違反の工事、整備実施	3~8
			点検基準違反の点検実施	2~6
			事実と異なる点検結果の記載	2~6

（出所：消防設備士免状の返納命令に関する運用について（通知）（H12年3月消防予第67号））

【処分等の例3-1：合格取消・免許取消】

- メリット： ・ 技術検定合格者に対しては、効果が期待できる。
- デメリット： ・ **技術検定以外の要件で主任技術者等になった者は、処分の対象とならない。**（実務経験により主任技術者となった者は、取り消す資格がない）
・ 合格取消後に、別の要件で主任技術者等とならないような規定が必要。

【処分等の例3-2：登録取消】

- 登録制を導入した上で、法令違反等に伴う登録の取消（資格の取消）を行う。（例：技術士、建築士、測量士等）
- 業務独占資格である建築士、弁護士等を含め、多くの国家資格で登録制が採用されている。
- 測量士は、測量士試験の合格者及び実務経験により要件を満たす者が、測量士になる資格を有し、測量士になろうとする場合に測量士名簿に登録する。

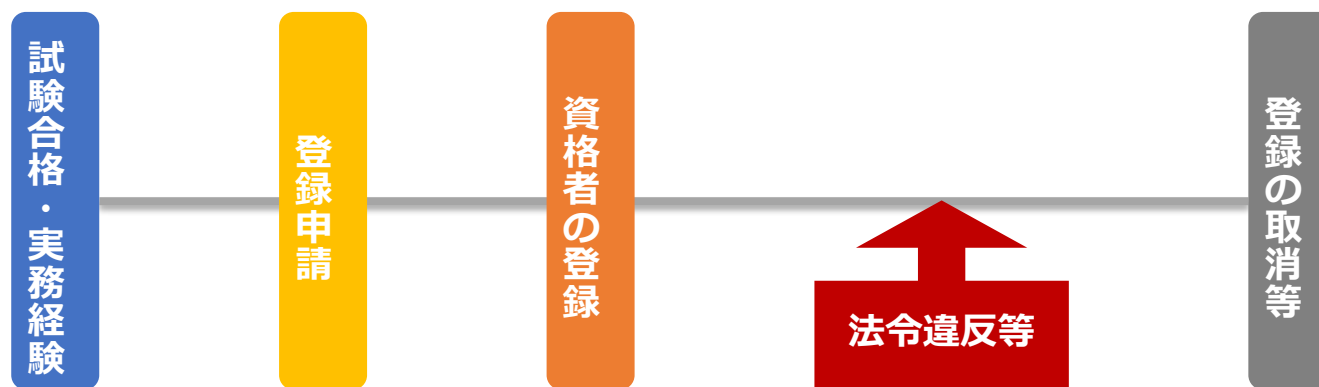


図 登録制を導入した上での登録取消のイメージ

【処分等の例3-2：登録取消】

- メリット：
 - ・全ての主任技術者等に対し、効果が期待できる。
 - ・登録制度の構築・運用により、全ての主任技術者等が把握できる。
- デメリット：
 - ・全ての主任技術者等を対象とした新たな登録制度の構築・運用が必要であり、新たに費用負担等が必要となる。

参考資料（他資格における登録・更新方法）

項目	技術士 (技術士法)	建築士 (建築士法)	宅地建物取引士 (宅地建物取引業法)	弁護士 (弁護士法)
登録機関	(公社) 日本技術士会	(公社) 日本建築士会連合会	都道府県知事	日本弁護士連合会
登録根拠	技術士法 第三十二条	建築士法 第五条	宅地建物取引業法 第十八条	弁護士法 第十八条
登録の仕組み (宅建士の場合、経験年数や合格から申請までの期間によって講習受講の義務あり)	<div style="text-align: center;"> <div style="background-color: #4a7ebb; color: white; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">試験合格</div> <div style="background-color: #ffc000; color: white; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">登録申請</div> <div style="background-color: #e67e22; color: white; padding: 5px;">登録簿への記載 登録証の交付</div> </div>	<div style="text-align: center;"> <div style="background-color: #4a7ebb; color: white; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">試験合格</div> <div style="background-color: #ffc000; color: white; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">登録申請</div> <div style="background-color: #e67e22; color: white; padding: 5px;">名簿への登録 免許証の交付</div> </div>	<div style="text-align: center;"> <div style="background-color: #4a7ebb; color: white; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">試験合格</div> <div style="background-color: #ffc000; color: white; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">登録申請</div> <div style="background-color: #e67e22; color: white; padding: 5px;">名簿への登録 宅建士証の交付</div> </div>	<div style="text-align: center;"> <div style="background-color: #4a7ebb; color: white; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">試験合格</div> <div style="background-color: #ffc000; color: white; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">司法修習・登録申請</div> <div style="background-color: #e67e22; color: white; padding: 5px;">名簿への登録</div> </div>
更新の有無・期間	無	無※	登録の更新は無 宅建士証の更新は5年ごと	無
更新方法	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 国土交通大臣の登録を受けた者（登録講習機関）の講習への参加（約6時間） 	—
講習・研修会 内容 他	—	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> ※建築士は、登録や免許証の更新は無いが、建築士事務所に属する全ての建築士は登録講習機関が行う定期講習を3年以内ごとに受講しなければならない。 </div>	【法定講習】 <ul style="list-style-type: none"> • 改正法令の主要な改正点と実務上の留意事項 • 紛争事例と関係法令及び事務上の留意事項 • 宅地建物取引士の使命と役割 • 改正税制の主要な改正点と紛争事例及び実務上の留意事項 	—

他資格における技術者個人に対する登録取消等の例

資格	資格保有者の義務 等	取り消し規定
技術士	<p>第四章 技術士等の義務 (信用失墜行為の禁止) 第四十四条 技術士又は技術士補は、技術士若しくは技術士補の信用を傷つけ、又は技術士及び技術士補全体の不名誉となるような行為をしてはならない。</p> <p>(技術士等の秘密保持義務) 第四十五条 技術士又は技術士補は、正当の理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。技術士又は技術士補でなくなつた後においても、同様とする。</p> <p>(技術士等の公益確保の責務) 第四十五条の二 技術士又は技術士補は、その業務を行うに当たつては、公共安全、環境の保全その他の公益を害することのないよう努めなければならない。</p> <p>(技術士の名称表示の場合の義務) 第四十六条 技術士は、その業務に関して技術士の名称を表示するときは、その登録を受けた技術部門を明示してするものとし、登録を受けていない技術部門を表示してはならない。</p> <p>(技術士の資質向上の責務) 第四十七条の二 技術士は、常に、その業務に関して有する知識及び技能の水準を向上させ、その他その資質の向上を図るよう努めなければならない。</p>	<p>第三十六条 文部科学大臣は、技術士又は技術士補が次のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第三条各号（第五号を除く。）の一に該当するに至つた場合 二 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合 三 第三十一条の二第一項の規定により技術士となる資格を有する者が外国において同項に規定する資格を失つた場合 <p>2 文部科学大臣は、技術士又は技術士補が次章（第四章）の規定に違反した場合には、その登録を取り消し、又は二年以内の期間を定めて技術士若しくは技術士補の名称の使用の停止を命ずることができる。</p>
建築士	<p>(違反行為の指示等の禁止) 第二十一条の三 建築士は、建築基準法の定める建築物に関する基準に適合しない建築物の建築その他のこの法律若しくは建築物の建築に関する他の法律又はこれらに基づく命令若しくは条例の規定に違反する行為について指示をし、相談に応じ、その他これらに類する行為をしてはならない。</p> <p>(信用失墜行為の禁止) 第二十一条の四 建築士は、建築士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p> <p>(知識及び技能の維持向上) 第二十二条 建築士は、設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上に努めなければならない。</p>	<p>(懲戒) 第十条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士に対し、戒告し、若しくは一年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、又はその免許を取り消すことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 この法律若しくは建築物の建築に関する他の法律又はこれらに基づく命令若しくは条例の規定に違反したとき。 二 業務に関して不誠実な行為をしたとき。

資格	資格保有者の義務 等	取り消し規定
宅地建物取引士	<p>(宅地建物取引士の業務処理の原則) 第十五条 宅地建物取引士は、宅地建物取引業の業務に従事するときは、宅地又は建物の取引の専門家として、購入者等の利益の保護及び円滑な宅地又は建物の流通に資するよう、公正かつ誠実にこの法律に定める事務を行うとともに、宅地建物取引業に関連する業務に従事する者との連携に努めなければならない。</p> <p>(信用失墜行為の禁止) 第十五条の二 宅地建物取引士は、宅地建物取引士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p> <p>(知識及び能力の維持向上) 第十五条の三 宅地建物取引士は、宅地又は建物の取引に係る事務に必要な知識及び能力の維持向上に努めなければならない。</p>	<p>(登録の消除) 第六十八条の二 都道府県知事は、その登録を受けている宅地建物取引士が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該登録を消除しなければならない。 一 第十八条第一項第一号から第五号の三までのいずれかに該当するに至つたとき。 二 不正の手段により第十八条第一項の登録を受けたとき。 三 不正の手段により宅地建物取引士証の交付を受けたとき。 四 前条第一項各号のいずれかに該当し情状が特に重いとき又は同条第二項若しくは第四項の規定による事務の禁止の処分に違反したとき。 2 第十八条第一項の登録を受けている者で宅地建物取引士証の交付を受けていないものが次の各号のいずれかに該当する場合には、当該登録をしている都道府県知事は、当該登録を消除しなければならない。 一 第十八条第一項第一号から第五号の三までのいずれかに該当するに至つたとき。 二 不正の手段により第十八条第一項の登録を受けたとき。 三 宅地建物取引士としてすべき事務を行い、情状が特に重いとき。</p>
弁護士	<p>(弁護士の使命) 第一条 弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。 2 弁護士は、前項の使命に基き、誠実にその職務を行い、社会秩序の維持及び法律制度の改善に努力しなければならない。</p> <p>(弁護士の職責の根本基準) 第二条 弁護士は、常に、深い教養の保持と高い品性の陶やに努め、法令及び法律事務に精通しなければならない。</p> <p>(弁護士の職務) 第三条 弁護士は、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によつて、訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行うことを職務とする。 2 弁護士は、当然、弁理士及び税理士の事務を行うことができる。</p> <p>第二十二条 (会則を守る義務) 第二十三条 (秘密保持の権利及び義務) 第二十三条の二 (報告の請求) 第二十四条 (委嘱事項等を行う義務) 第二十五条 (職務を行い得ない事件) 第二十六条 (汚職行為の禁止) 第二十七条 (非弁護士との提携の禁止) 第二十八条 (係争権利の譲受の禁止) 第二十九条 (依頼不承諾の通知義務)</p>	<p>(登録取消しの事由) 第十七条 日本弁護士連合会は、次に掲げる場合においては、弁護士名簿の登録を取り消さなければならない。 一 弁護士が第七条第一号又は第三号から第五号までのいずれかに該当するに至つたとき。 二 弁護士が第十一条の規定により登録取消しの請求をしたとき。 三 弁護士について退会命令、除名又は第十三条の規定による登録取消しが確定したとき。 四 弁護士が死亡したとき。</p> <p>(懲戒の種類) 第五十七条 弁護士に対する懲戒は、次の四種とする。 一 戒告 二 二年以内の業務の停止 三 退会命令 四 除名</p>

罰則(懲役・罰金)の例

【罰則(懲役・罰金)】

- 法令違反等を犯した資格保有者に対し、罰則の規程を設けている。(例：建築士、技術士等)
- 特に建築士については、平成17年の建築物の構造計算書偽装事件等によって、平成18年に建築基準法と建築士法がそれぞれ改正され、罰則が強化されている。

建築基準法・建築士法による主な罰則

法律名	違反内容	罰則(括弧内は対法人)
建築基準法	建築物の是正命令、工事施工停止命令等違反	懲役3年/罰金300万円 (罰金1億円※)
	構造耐力に係る基準(小規模建築物に係るものを除く。)など重大な実体規定違反の設計等	懲役3年/罰金300万円 (罰金1億円※)
	建築確認、完了検査、中間検査に関する違反	懲役1年/罰金100万円 (罰金100万円)
建築士法	建築士・建築士事務所の名義貸し、建築士による構造安全性の虚偽証明	懲役1年/罰金100万円 (罰金100万円)

(出所：厳罰化に関する基礎データ(国土交通省)) ※：学校、病院、共同住宅等の特殊建築物等に係るものに限る

【罰則(懲役・罰金)】

- メリット：
 - ・ 大きな効果が期待できる。
 - ・ 処分規定に命令等を規定した場合には、命令違反を罰則で規定できる。
- デメリット：
 - ・ 違反内容が罰則に相当するのであれば、特になし。
 - ・ 処分規定でカバーできるのであれば、罰則まで規定するか要検討。

技術者個人の倫理意識の高揚・処分等のまとめ(メリット・デメリット等) 国土交通省

対応	メリット等	デメリット等
資格試験での出題、誓約事項の提出等	<ul style="list-style-type: none"> 技術検定の受検段階での対応として、一定の効果は期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 技術検定の受検段階の対応だけでは制度として形骸化し、技術検定合格後の倫理意識の徹底は困難。 技術検定以外の要件（他の資格や実務経験）で主任技術者等になる者は、対象外。
(処分の例1) 文書注意・戒告	<ul style="list-style-type: none"> 比較的軽度な処分としては適当。 	<ul style="list-style-type: none"> 重度の処分としては不十分。 戒告・文書注意だけでは、制度として形骸化する恐れがある。
(処分の例2) 業務停止命令や名称使用停止命令	<ul style="list-style-type: none"> 登録（合格）取消には至らない程度の処分としては、効果が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 重度の処分としては不十分。 業務停止等の処分に対し、その遵守状況等を把握することが困難である。
(処分の例3-1) 合格取消・免許取消	<ul style="list-style-type: none"> 技術検定により主任技術者等となった者に対しては、効果が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 技術検定以外の資格保有者の場合には、処分の対象とならない。 特に実務経験により主任技術者となった者には、取り消す資格がない。 技術検定合格取消後に、合格取消後に、別の要件で主任技術者等とならないような規定が必要。
(処分の例3-2) 登録取消	<ul style="list-style-type: none"> 全ての主任技術者等に対し、効果が期待できる。 登録制度の構築・運用により、全ての主任技術者等が把握できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての主任技術者等を対象とした新たな登録制度の構築・運用が必要であり、新たな費用負担等が必要となる。
罰則（懲役・罰金）	<ul style="list-style-type: none"> 大きな効果が期待できる。 処分規定に命令等を規定した場合には、命令違反を罰則で規定できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 違反内容が罰則に相当するのであれば特になし。 処分規定でカバーできるのであれば、罰則まで規定するか要検討。

技術者個人に対する処分規定等

【論点】

- 技術者個人に対して処分等を行う場合、どのような方法が望ましいか。また、どのようなことに配慮する必要があるか。

【今回ご議論頂きたい点】

- 技術者個人の責任を問うことができる行為は、どのようなものか
- 建設業者の責任と技術者個人の責任をどのように考えるか

【参考：宅地建物取引業法の処分規定等】

- 宅地建物取引業者及び宅地建物取引士の両方に対する**処分規定**がある。
 - ・ **宅地建物取引業者**の場合【法第65条～第67条の2】宅地建物取引業者の業務に対する処分
 - ①**指示** : 取引の関係者に損害を与えたとき、取引の公正を害する行為、他の法令違反 等
 - ②**業務停止** : 規定違反、指示に従わない場合 等
 - ③**免許取消** : 欠格要件に該当、不正手段による免許 等
(認可取消)
 - ・ **宅地建物取引士**の場合【法第68条～第68条の2】宅地建物取引士の業務に対する処分
 - ①**指示** : 名義貸し、不正行為・不当行為
 - ②**事務禁止** : 名義貸し、不正行為・不当行為又は指示に従わない場合
 - ③**登録消除** : 欠格要件に該当、不正手段による宅地建物取引士の登録や宅地建物取引士証の交付
- 宅地建物取引業者及び宅地建物取引士の両方に対する**罰則（懲役・罰金）**の規定もある。